

## 資源の共同管理政策から始まった ヨーロッパの多言語主義

言語と社会の関係について、ヨーロッパでは50年以上前からさまざまな取り組みが行われています。「多言語主義」という言葉は日本でも10年ほど前から聞かれるようになり、近年では「複言語主義」という言葉も現れるようになりました。この二つはどう違うのか。これを歴史的観点から考え、言語教育思想としてそれが意味するものを一緒に考えてみたいと思います。

多言語主義はそもそも欧州連合(EU)から生まれました。欧州連合の起源は1951年にさかのぼります。この前身である欧州石炭鉄鋼共同体は、フランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグというヨーロッパ6カ国で結成されました。過去3度の戦争の重要な要因になった、国境をまたぐ鉄鋼・石炭資源の共同管理によってヨーロッパに平和をもたらすことが、この共同体の重要なテーマだったのです。そしてこの共同体の結成にあたり、加盟国すべての公用語、つまりフランス語、ドイツ

レクチャー

## 多言語主義から複言語主義へ ヨーロッパの言語教育思想の展開と深化



京都大学人間・環境学研究院  
外国語教育論講座准教授

西山 教行

語、イタリア語、オランダ語の4言語を共同体の公用語にすることが多言語主義の出発点にあたります。ここに、それぞれの加盟国が対等の資格で共同体に関わっていたという、いわば民主主義の原理があるわけです。

57年にはローマ条約によって欧州経済共同体ならびに欧州原子力共同体が成立し、67年に欧州石炭鉄鋼共同体、欧州経済共同体、欧州原子力共同という三つの共同体が統合して欧州共同体(EEC)ができます。73年の第1次拡大でイギリス、アイルランド、デンマークが加盟し公用語は6言語になり、その後も81年、86年、95年、04年と拡大が行われ、07年には第6次拡大でルーマニア、ブルガリアが加わり、アイルランド語が公用語としての加盟申請をしたために公用語は計23言語になりました。このように加盟国の増加に当たって共同体の公用語が増えていき、多言語主義が拡大するというプロセスが認められます。

### 言語間の民主主義

公用語が増えていくことは多言語主義の現われと言えますが、ここには、加盟

国の各国語が平等であるという原則が働いていきます。ヨーロッパには「ヨーロッパ語」という言語はなく、ある特定の国の言語を公用語にすることもしない。加盟国がすべて同じ資格で参加することが民主主義の原理である。とりわけ加盟国は自国語で発言でき、EU市民は自国語でEUへの政治参加ができる。それによつてEU域内に暮らす市民は、平等に誰もが同じような政治情報あるいは経済情報を手入できる。ここに民主主義の原則があるという考え方です。

欧州委員会の全体会議は、公用語すべての通訳を配置しています。ただし、小さな委員会にまですべての言語が同じように発言する機会を設けるには通訳コストが膨大なものになりますから、実際の作業レベルでは、英語、ドイツ語、フランス語の三つの言語が作業語になっています。全体の欧州委員会や全体会議では公用語すべての通訳を配置しているため、03年のデータによれば毎日7000人の通訳と、それについて110通りの組み合わせがある。この通訳の問題はEUの運営上、非常に重要な問題となっています。

この通訳コストは大変に大きなものであり、現在5億人弱と言われるヨーロッパ市民の一人当たり、年間2ユーロの負担となっています。総額ではとても安い数字ですが、これを高いと考えるか安いと考えるのかは非常に微妙なところであります。農業国の多いヨーロッパでは、牛への補助金が1頭あたり約2ユーロと言われています。1頭の牛と言語問題と対して、一人の市民がそれぞれ2ユーロを払っている。ヨーロッパ人によれば、これこそが民主主義のコストなのだ。民主主義とは非常にコストがかかるものなのです。

### 今なお続く英独仏の3言語体制

これだけを見ると非常に理想的な印象も受けますが、実態は必ずしも多言語主義は「すべての言語は平等だ」として機能しているわけではありません。ヨーロッパ統合初期の20年近くはフランス語が重要な言語でしたが、年を追うごとに英語が増えていき、対照的にフランス語は減っていく。グローバリゼーションの展開する近年はますます英語が増えていきます。90年代の前半から後半にかけて英語

のシェアは次第に上昇し、英語以外の言語のシェアの下がる状態が国際社会の中に認められます。

今後、欧州連合はどんな方向に行くのでしょうか。加盟国の増加につれて公用語が増えるわけですから、それに伴って通訳の数が増える。現在23言語ですから、通訳の可能性だけを考えると400通り以上になる。それが今後はさらにトルコも含めて加盟申請を検討している国はあるわけで、増えれば増えるほど言語問題が複雑になる。経済的に高いものになる。果たして、そこまで民主主義のコストというものを通訳や翻訳に費やすことができるのか。

そこで欧州議会は「ピボット言語」という、英仏独による通訳体制を提案しています。ただ、いくつかの言語を選んで公用語にするというのは非常に合理的で妥当だと考えられますが、その場合どの言語を主要言語として選ぶのかという点が非常に難しい。人口面で考えると、英語の母語話者数はけっして多くありません。では、ヨーロッパ内に限って考えればよいのかと言うと、世界的に見た場合、明らかにスペイン語の母語話者が多い。

ポルトガル語も非常に大きな母語話者を持つている。言語数を決める基準が解決できていないため、この提案はまだ決定はされておらず、委員会は英独仏の3言語による体制を支持していくようです。EU全体の公用語問題は当面のところ、加盟国すべての言語を公用語とするという考え方で、それはヨーロッパの言語文化の豊かさにつながるので。

## 社会政策としての言語教育プロジェクトの発展

次に、欧州評議会の言語教育政策について見てみましょう。欧州評議会は欧州連合に先立って1949年に結成されました。第二次世界大戦中にチャーチルはヨーロッパ合州国という理念を語りましたが、欧州評議会はその理念を語りまし戦後に実現していったもので、現在では旧ソビエトの国々を加えて46カ国が加盟しています。結成の目的は、民主主義と法の支配の保護、人権の保護、ヨーロッパの文化的アイデンティティと多様性の促進の三つです。この欧州評議会こそが戦後ヨーロッパの中で、さまざまな言語教育政策を提出してきました。加盟国

すべての言語を公用語とする欧州連合と異なり、欧州評議会は英語とフランス語のみを公用語としています。議員の会議ではドイツ語、イタリア語、ロシア語も使用されますが、いずれにしても選択的な多言語主義が導入されている。そこには言語教育について、次のような原理があります。

第一は多言語主義です。ヨーロッパ市民は母語に加えて、複数の言語によるコミュニケーション能力を獲得します。そして言語的多様性。ヨーロッパをEUの範囲で考えるならば、ほぼインドと同じくらいの大ささです。200以上の言語があるインドの言語的多様性と比べると明らかに少なく、ヨーロッパの中に土着の言語は約60と言われています。なぜ言語的多様性を一つの特色にするかという点、60あるヨーロッパの言語のほとんどが標準化され文字化されている言語であるという点と関連があります。かつては文字化されていなかった言語も現在では文字化されています。それに対してインドやアフリカであれば、同じ地域で同じ大きさの地理的条件を考えた場合、多くの言語は文字化されていない。

つまりヨーロッパの多言語状態は、いわば整備された多言語状態なのです。その中で、すべての言語は等しい価値をもつと主張するのです。いわば条件付きの多言語状態にあると言っていると思います。

第二に、相互理解という問題があります。言語教育の目的は互いを理解することであり、市民の多言語能力によって多言語社会の民主化や社会化に関与することができま。言語学習は、個人の発展、教育、雇用、移動など機会均等を確保するためのものでとりわけ現在では社会統合という観点から、言語教育の果たす役割がますます大きくなっています。つまり移民の問題が重要になってきているのです。つまり欧州評議会の場合、言語教育政策は社会政策の一環として語られることが多いのです。

このような政治文化的観点から、また設立の経緯から出発して、1954年に欧州文化協定が締結されます。これは教育・文化・青少年スポーツに関する協力政策の枠組みを決めるもので、加盟国に各国の言語・歴史・文明の学習、自国の言語・歴史・文明の研究を奨励するもの

です。すなわち文化協定を締結した国に、相互の言語学習の振興を求めている。原理的には、隣国の言語、加盟国相互の言語を学ぶという発想が非常に強い。それは相互理解という問題と深く関わってきます。このような文化協定に基づいて60年代以降、さまざまな言語政策がプロジェクト形式で展開していきます。

## コミュニケーション・アプローチの発展と言語教育の民主化

第一期のプロジェクトは63年から72年まで繰り広げられたもので、言語教育の民主化の推進に関わります。ヨーロッパでは長い間、言語教育、外国語教育は一部の少数エリートのためという観点が強かった。外交官のような専門職や学者など特殊な人のためのもので、一般の人々が外国語を身につけるといふことはあまり問題になりませんでした。それをさらに民主化するために、ラテン語やギリシヤ語などの古典語ではない、現代語教育を推進し、そのために教授法を整備しました。また60年代から70年代にかけてはオーディオ・ビジュアル・メソッドが開発されました。このころからコミュニケーション

ーションというものが言語教育の中で課題となつていきます。

第二期は71年から77年にかけてで、この時代に「スレシヨールド・レベル」というものができ、非常に重要な問題となつてきます。これは一種の「概念・機能シラバス」です。概念としては一般概念、特殊概念、そして機能としては、挨拶をする、道を尋ねる、買い物をするなど、さまざまなスピーチアクトに言語が分類されています。これは学習者が、サブイバルレベルを超えた機能的なレベルで外国語を利用するにはどのような能力を身につけたらよいかを記述する資料集で、個人が行う外国語によるコミュニケーションの、最小レベルが記述されています。これは後ほど触れますが、「ヨーロッパ言語共通参照枠」のBレベルにあたり、「Threshold Level」訳すと「しきい値」といいます。イメージとしては、学習者が外国語の世界へ行くには敷居がある。それを越えて外の世界へ行くと、外国語を使って自由にさまざまな所へ行けることができる。敷居というのは、自分が今いる母語の世界と異言語の世界を隔てる扉です。このThreshold Levelが、コミ

ュニケーションへ向けた言語教育を統べる上で非常に重要な役割を果たし、コミュニケーションタイプ・アプローチの原理になつていくわけです。

81年から88年の第三期には、教員養成プログラムや学習目標の設定、自律学習という問題が出ています。89年から97年は第四期。92年にはヨーロッパ現代語センターがオーストリアのグラスに開設されています。この年代は89年のベルリンの壁の崩壊を受けて、中欧・東欧諸国が自由主義社会へと参入し、次々にヨーロッパ文化協定に調印する時代です。

これは何を意味していたか。中欧・東欧、旧社会主義の国が扉を開いて見知らぬ資本主義の社会へと歩み出すことにより、言語教育がいつそう民主化をするということと深い関係にあります。ソビエトの崩壊とともに衛星国ではロシア語教育がなくなり、代わりに西側の言語が外国語として東側の世界へ入っていく。西側の言語の学習者が一挙に拡大したため、少ない教師でいかに成果をもたらすのかといった、自律学習という問題が重要になってきます。そこで91年のスイスでのシンポジウムにおいて、「ヨーロッパ

「言語共通参照枠」と「ヨーロッパ言語ポルトフォリオ」の作成が決定されます。これが重要な出来事になっていきます。

### 「ヨーロッパ言語共通参照枠」 言語能力の可視化をねらった

このヨーロッパ言語共通参照枠が作られた目的は、各国の教育機関の協力を促進する、言語教育における各国の評価を相互承認する、学習者、教師、教育関係者などのそれぞれの行動の位置付けを助ける、という3点でした。

ヨーロッパは次第に一つになりつつありますが、教育の問題はそうはいきません。例えば留学を制度的に行うためには、受け入れ校と送り出し校との間に協定がなければなりません。しかし教育制度は国によって違うため、相手国に留学した場合の成果をひとたび承認することは、けっして容易なことではありません。言語教育のレベルについても、それぞれの国の機関がさまざまな評価体系をもっています。そこで能力の可視化を図ろうとしたのが参照枠の一つの目的です。参照枠は個別の言語を取り扱ったものではありません。文法用語など言語教育を語る

言葉は各言語によって異なります。言語教育の概念も、国が異なれば必ずしも同じではない。これまでヨーロッパの中で言語教育について論じる場合に共通言語がなかった。そこで参照枠という共通言語を作り、各国の相互理解を促そうと企てたのです。

人員の交流や評価の透明化が根本にある参照枠を、教育学上、とりわけ評価のレベルで展開したものが「共通参照レベル」と言われるものです。3段階のレベルに分類し、それをさらに2段階に分ける。技能については五つに分類した。5技能が6段階に対応しています。共通参照枠の重要な目的の一つは多言語教育です。したがって一つの言語だけについて、例えば4技能ないし5技能を完璧にネイティブのように習得することは目的にしていません。複数の言語については、自分はある言語については話せるが読むことはできないなど、さまざまな言語のレパートリーを増やすことをねらっています。

しかし「言語共通参照枠」は学習者に向けられたものではなく、カリキュラムを考える先生などに向けられたもので

す。それが学習者に向けられたものとしては「ヨーロッパ言語ポルトフォリオ」があります。これは自己評価に関わる装置で、人的移動の促進を目的とします。さまざまな異言語学習を促進し、複言語、複文化学習の価値を高めて相互理解を促し、自律学習、自己評価を進める。ポルトフォリオの役割には、就職時の面接の際に自分の能力を外部に示すことなどが一つの具体的な関心としてあります。

### 多言語主義と複言語主義との違い

欧州評議会が進めてきた言語政策、とりわけ2000年、01年に刊行された『ヨーロッパ言語共通参照枠』の中では、欧州連合の進めてきた「マルチリンガリズム (Multilinguism) 多言語主義」ではなく、「ブルリンガリズム (Plurilinguism) 複言語主義」という概念が提示されています。これはフランス語で、「バイリンガリズム (Bilinguism)」と非常に類比的な概念です。バイリンガリズムは2言語使用ですが、「ブルリ」とは2言語以上の言語を使用する個人や共同体という意味で、60年代以降使われてきました。



欧州連合の政治空間においては、複数の言語の平等な共存が謳われてきました。それは一つの主義主張という意味でマルチリンガリズムです。一個人が複数の言語を使用するという意味では多言語使用といった意味にも使用されます。すると、ブルリリンガリズムとマルチリンガリズムはあまり変わらないのではと思うかも知れません。60年代以降にフランス語の文脈で使われてきた意味では、複数言語がいわば制御されていない、人間の手がそこに加えられていないようなま

まで存在するものがマルチリンガルだと  
言われてきています。それに対してブル  
リリンガリズムは人間の手がむしろ加え  
られた状態です。

複数言語が個人の中でどのような能力  
をつくり得るかという視点は、バイリン  
ガリズムの研究から着想を得たもので  
す。これまでの社会言語学では、複数言  
語があった場合には優位に立つ言語と劣  
る言語があると考えられてきましたが、  
ブルリリンガリズムは、力関係というも  
ので必ずしもとらえないのです。94年段  
階の『ヨーロッパ言語参照枠』ではマル  
チリンガリズムやマルチカルチュアリス  
ムという言い方をしていました。これら  
はいずれも英語にある、既存の概念でし  
た。ブルリリンガリズムという概念は97  
年になってようやく複数言語・複文化能力  
という研究の中で考えられ、その成果は  
『参照枠』に継承されていくことになり  
ます。

### 人間の実態に即した複数言語主義

外国語教育の中で複数言語・複文化能力  
と言った場合、それはネイティブをめざ  
すものではなく、さまざまなレベルで複

数の言語を習得し複数の文化経験をもつ  
行為者、学習者について語るものです。  
言語によるコミュニケーションが取れ、  
文化的にも双方向的行動が可能である。  
つまり複数の言語や複数の文化がさまざ  
まなレベルで、個人の中で共存している。  
共存しているその能力を、自らがある程  
度管理できる。「ブルリ」とは複合的  
であり、複層的であることです。多言語主  
義と言った場合は、頭の中が英語の部屋、  
フランス語の部屋、ドイツ語の部屋など  
に分かれている。互いの部屋は干渉しな  
いと考えられていました。

しかしバイリンガリズムの研究を通じ  
て、人間の頭の中で、言語というものは  
必ずしも引き出しのようにそれぞれが個  
別に入っているわけではなく、むしろ複  
合的・複層的に組み合わさっているもの  
であり、それらはけっして全部が均等な  
能力として組み合わせられたものではない  
ことが明らかになりました。頭の中に複  
数の言語があった場合、それらは混じり  
あった状態で存在している。一つの言語  
を学ぶ場合、「読む、書く、聞く、話す」と  
いう4技能が均等に伸びることはない  
という前提です。例えばある言語につい

ては話せればよい、ある言語については読めればよい。人間のコミュニケーション活動を仔細に観察すると、言語能力については限定的あるいは部分的に使用されるものがあり、それを認めることによつて多様な言語を積極的に学ぶことを考えた方がいいのではないかというわけです。

4 技能を均等に育てるとするのはネイティブの話をモデルとした外国語教育観、外国語学習観でした。読めるが話せないのはだめだという、コンプレックスを抱かせるような言語教育観だったと思います。ブルリリンガリズムは、もはやネイティブをモデルとして言語教育を行いません。ヨーロッパでは、例えばレストランのメニューが複数の言語で書いてあり、ウェイターが複数の言語を話すことがあります。彼はメニューについての言語活動はできるが、おそらく文字の読み書きはできない。客と交わす会話や語彙は非常に限られたものなので、料理について複数の言語で説明できればいい。いわば口頭の言語能力があればいいわけで、そういうものをモデルとして複数の言語に取り組めばよいのではということ

が考えられています。

欧州評議会では複言語主義のための言語学習を進めようと謳っており、その中で部分能力という問題が積極的に評価されるようになってきました。とりわけヨーロッパ語の場合、フランス語、イタリア語、スペイン語などはロマンス語を原点として、互いに近いものです。少し学べば読めるようになるわけで、相互理解性が非常に高い言語です。だいたいい意味が分かればとりあえず困らないという程度には、比較的短時間で習得できるというような言語教育観を考えているのです。

複言語主義はそれ自体として複文化主義の一部ですから、複文化の方が大きな上位概念としてあり、その中に言語も一つの概念として現れています。そしてこの「参照枠」の中で語られている文化の問題は、言語と文化に見られる異質性に関わるもので、相手の学習言語・学習文化が自分の母語・文化と異なっていることは、文化を通じてその差異を学ぶことが重要なのだと言っているわけです。英語だけを学ぶことはステレオタイプや先入観を逆に強めてしまう。複数の言語を

学ぶことは自民族中心主義を克服しやすく、個人全体の学習能力が豊かになるとヨーロッパでは考えられています。また、複文化・複言語能力を進める場合、移民などが持ち込んだ言語も継承言語として尊重しようという態度が見られます。これによつてヨーロッパで移民との共生を可能にしようというわけです。

### 複言語主義振興上の問題点

このような言語教育観は既存のものではないため、新たに振興しなければなりません。ただし、さまざまな問題もあります。文化をどのように評価するか。部分能力と文化の問題や教師、あるいは試験制度はどうするのか。人間の言語能力が複合的だとすれば、試験の中でどのようにブルリリンガルな能力を問うのか。ヨーロッパ諸国がもし一つの基準に基づいて言語教育を行い、それを標準化として提供すると、言語教育のもつ複層性や人間の中に複数の言語があるという状態や価値そのものが、すべて職業能力に還元される恐れもあります。

ヨーロッパでは英語の地位が高まってきましたが、複言語主義は英語を排除

するものではありません。ただ、英語の学習目的は英語ができると社会的上昇できるなど、非常に現代的な表象に結びついていることが多い。とりわけ問題なのは、英語を勉強すれば他の言語は学ばなくていいという考え方を、英語学習が進めやすいことです。したがって「言語学習とは何か」「複数の言語を学ぶことにはどのような価値があるのか」という問題も合わせて教える必要があります。ヨーロッパは言語教育の多様化が重要だと訴えているわけですから、言語教育そのものには相互理解や民主的な社会の構築、社会統合に役立つなど、社会政策的な意義があることを訴えて行く必要があります。

## 日本における 複言語主義教育の将来

最後に、日本で多言語主義ないしは複言語主義はどのように受け入れられてきたのでしょうか。「多文化主義」は以前からかなり論じられていましたが、多言語主義が論じられるのは90年代後半です。多言語主義を語り始めた趣旨は、ヨーロッパの経験を生かして、いわゆる第

二外国語、それはとりあえずフランス語でしたが、その教育の展望を探るというものでした。それが自然に言語教育だけではなくて思想的なものへと広がっていったと同時に、英語の単一言語支配に対するアンチテーゼともなりました。しかし欧州教育界の複言語主義は、まだこの時代には取り上げられていなかった。複言語主義を欧州評議会が語り始めるのは97年からです。日本で多言語主義を取り上げたところに、ヨーロッパでは複言語主義とは何かが論じ始められたという、いわば一周遅れの状態がそこにはありました。

日本では、04年に『ヨーロッパ言語共通参照枠』が翻訳されました。今年京都大学で参照枠をめぐる研究会や複言語・複文化等言語教育の研究集会が行われ、多言語の問題が論じられていた状態から今、複言語を論じる時代へと変容しつつあります。日本がヨーロッパの言語教育思想を輸入し始めていることは間違いないありません。

多言語主義から複言語主義への移行は欧州統合の問題と切り離せません。日本で多言語主義と複言語主義を論じること

はできませんが、日本は仮に欧州評議会のオブザーバーであったとしても、ヨーロッパの一国ではありません。したがってヨーロッパ統合の中から生まれきた考え方を、ヨーロッパとは関係ない日本が果たして受け入れられるのか。そのためには東アジアあるいは極東アジアという共同体の中で言語問題をどう考えていくのが、おそらく今後のポイントになっていくと思います。

(2009年9月14日、大学言語文化教育研究センター「第21回京田辺ランゲージ・セミナー」での講演。嗣業館第1会議室)

### 略歴

西山教行(にしまま のりゆき)氏  
1961年生まれ。明治大学講師、新潟大学助教などを経て2005年度より現職。日本フランス語教育学会理事、日本フランス語教育学会誌編集長、国際ジャーナル編集委員、日本言語政策学会理事。フランス語教育学、言語政策、外国語教育学などを専攻。